

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令について

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

導入～ 石綿（アスベスト）とは

石綿（アスベスト）と健康被害等について

石綿とは



- 極めて細い繊維。熱や摩擦などに強く、軽い。
- 吹付け・断熱材等の建材やブレーキパッド等さまざまな工業製品に使用されてきた。
- 石綿の繊維は、空気中に浮遊した状態から吸引されると、肺胞レベルにまで達すると推測されている。
- 青石綿（クロシドライト）、茶石綿（アモサイト）、白石綿（クリソタイル）の順に発がん性が高いことがわかり、今日では、製造、使用等が禁止されている。

※石綿には、上記3種のほか、アンソフィライト、アクチノライト、トレモライトがあり、合計6種類が全て規制の対象

石綿を吸い込むことにより発症する疾病

- 石綿肺：肺が線維化して、肺組織が硬く厚くなる病気でじん肺の一種。
- 肺がん：肺細胞に取り込まれた石綿繊維の物理的刺激により肺がんが発生。
- 中皮腫：肺を取り囲む胸膜等にできる悪性腫瘍。

※ 石綿による疾病は、石綿を吸ってから長い潜伏期間（中皮腫：20年～50年、肺がん：15年～40年）の後に発症することが大きな特徴。

日本における石綿製造等禁止の経過

平成7年 4月 石綿のうち特に有害性の高いアモサイト(茶石綿)及びクロシドライト(青石綿)の製造等^(※1)を禁止^(※2)

平成16年10月 石綿を含有する建材、ブレーキ材等の摩擦材及び接着剤等の製造等を禁止^(※3)

平成18年 9月 代替が困難な一部の製品等(ポジティブリスト製品)^(※4)を除き、石綿等の製造等を全面禁止

その後、平成19年、20年、21年の政令改正により、代替化が可能となったものについて、ポジティブリストから削除し、製造等を全面禁止。

⇒ 平成24年3月 ポジティブリスト全廃

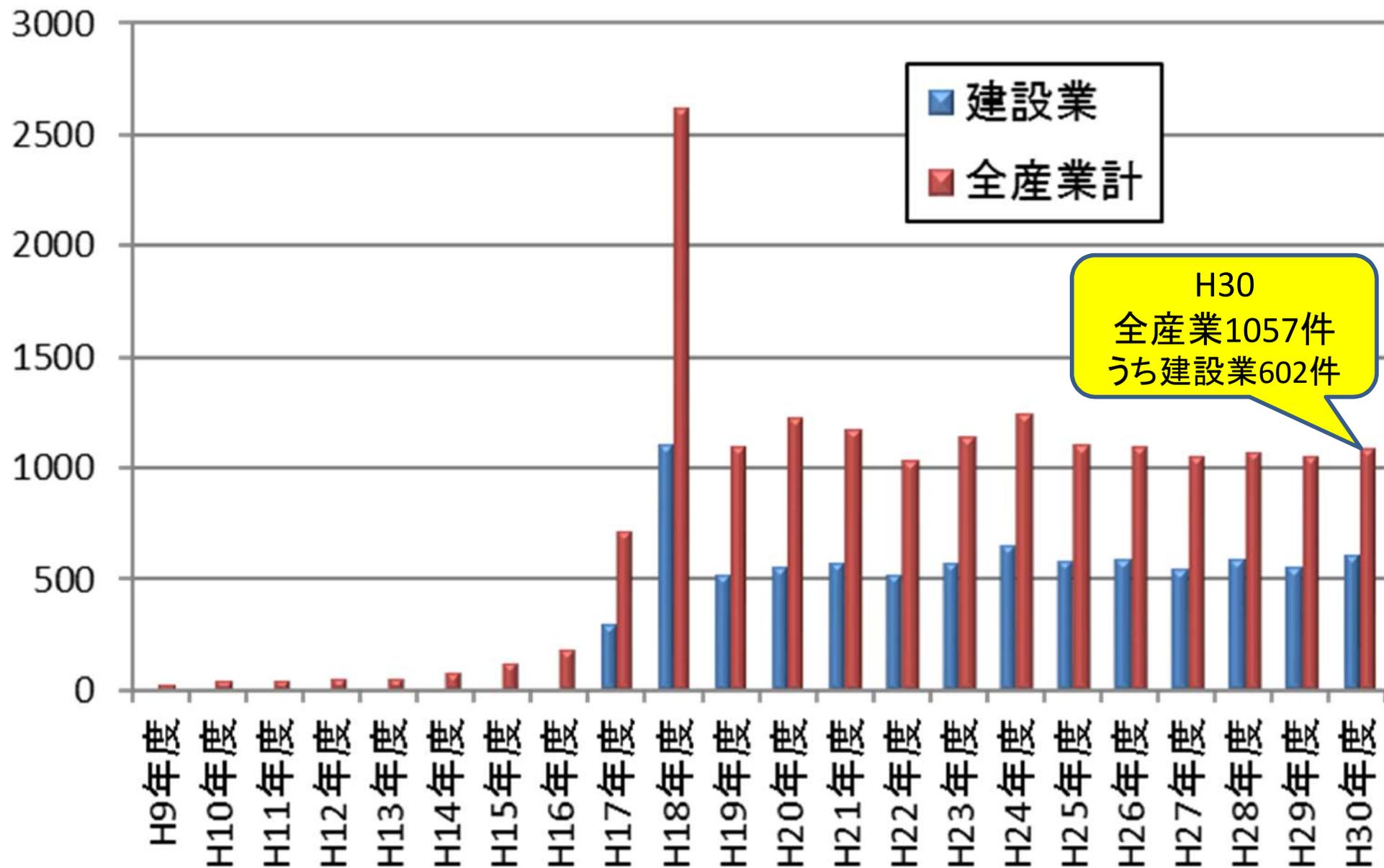
(※1)製造等: 製造、輸入、譲渡、提供又は使用

(※2)規制対象範囲: 石綿をその重量の1%(H18年より0.1%)を超えて含有するもの

(※3)H16年10月時点で禁止されていなかった主な石綿含有製品: ジョイントシートガスケット、耐熱・電気絶縁板、石綿布、石綿糸等

(※4)国民の安全上の観点等から代替化には実証試験が必要である特殊な用途のジョイントガスケット等

石綿関連疾患の労災補償状況の推移



注) 当該年度の支給決定件数であり、石綿肺を含む

石綿障害予防規則の改正

(建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策)

石綿対策のポイント

1. 既存の建築物等に使用されている石綿のばく露防止対策（解体・改修工事等への対応）
→ 石綿障害予防規則（石綿則）
2. 石綿含有製品の全面禁止の徹底（製造・輸入等禁止に係る対応）
→ 安衛法55条、安衛法施行令16条第1項

労働者の石綿ばく露防止対策

労働者が、既存の建築物等に使用されている石綿にばく露することを防止するため、石綿則をはじめとする法令等の措置を講じている。（※新規での石綿の製造・輸入・使用等は安衛法により禁止）

【石綿則などに定める措置の概要】

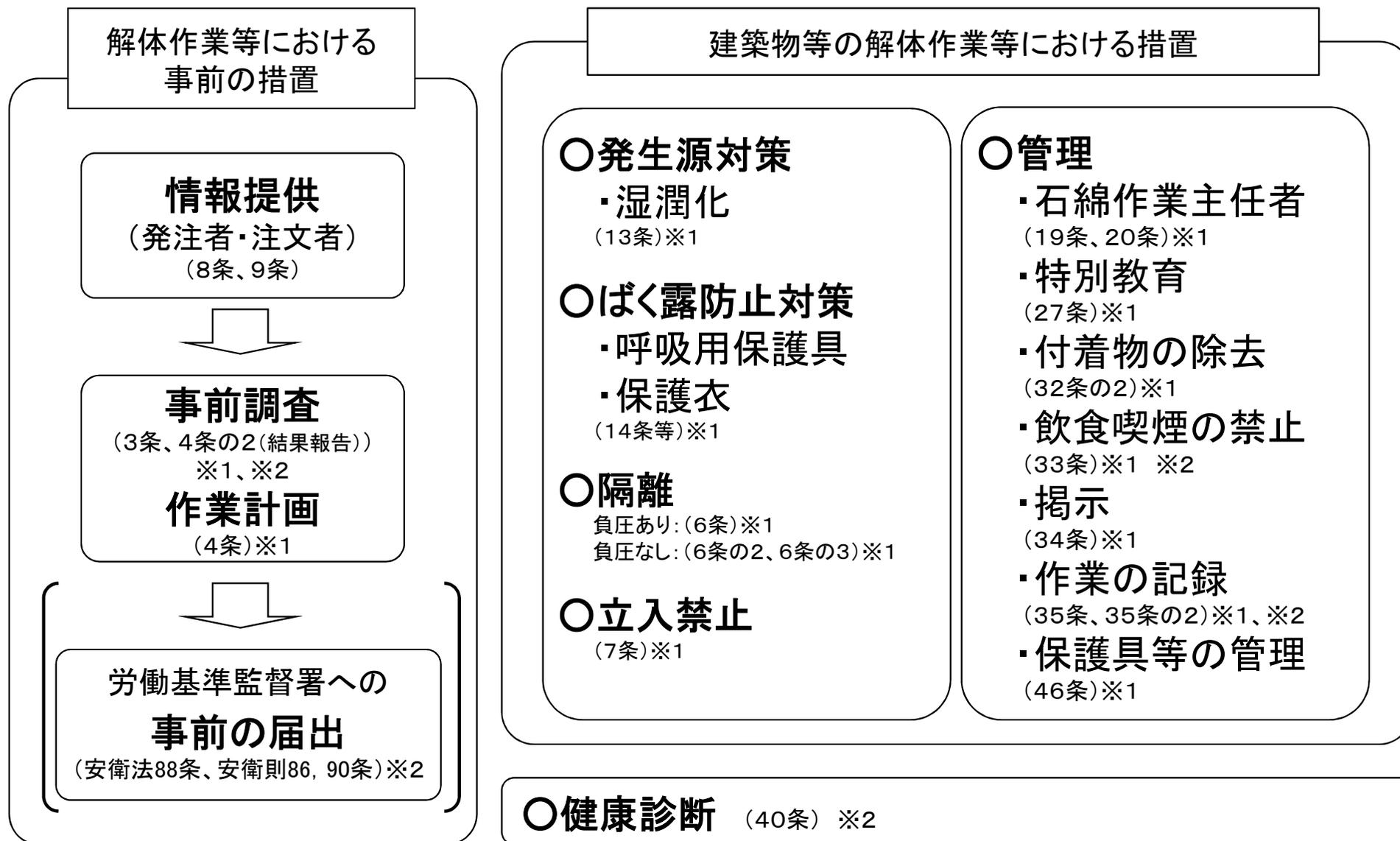
- **建築物の解体・改修工事や石綿の除去等作業では、事業者は、石綿含有有無の事前調査、作業計画の作成、湿潤化や保護具など、労働者の石綿ばく露防止の措置**を講じなければならない。
- 一定の石綿作業は**届出**を義務づけており、労働基準監督署による**立入調査**を実施している。（令和4年4月1日以降は、事前調査結果の報告制度も開始）
- このほか、**労働者の就業する建築物等において吹付け石綿等の損傷・劣化により、労働者が石綿にばく露するおそれのあるときは、事業者は、除去、封じ込め、囲い込み**をしなければならないとの規定も（石綿則第10条）

石綿規制に関する法令・指針・マニュアル

- 石綿障害予防規則（石綿則）
- 技術指針（大臣指針）最新版：令和2年9月技術上の指針公示第22号
- 石綿飛散漏洩防止マニュアル、分析マニュアル

最新版：令和3年3月（環境省と連名で作成） 最新版：平成30年3月

石綿障害予防規則の概要（改正後：建築物等の解体・改修作業）



アスベスト対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告 －飛散・ばく露防止対策を中心として－（平成28年5月総務省） （抜粋）

今回、調査対象16県^{（注）}内で平成22年4月から27年7月までに行われた解体等工事であって、建築物等に使用されているレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が**事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例等**を、新聞情報や県市及び労基署が把握している情報を基に調査したところ、該当するものが**52件確認**された。

（注）北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び熊本県の計16県。

（中略）

なお、52件のうち**41件**は、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われていない、いわゆる**無届出**による解体等工事であり、また**29件**（うち、無届出24件）は、**アスベスト含有建材の使用が判明した後も、飛散・ばく露防止措置が適切に講じられないままアスベスト除去等作業が進められる**など、アスベストの飛散・ばく露が発生したおそれがあるものであった。

レベル3建材規制を実施している県市では、（中略）また、作業実施前の届出を義務付けている8県市のうち1県市では、当該届出のあった全ての工事現場に立入検査を行っており、（中略）**届出のあった箇所以外にもレベル3建材が発見された、いわゆる届出漏れの割合が6割前後**にも及んでおり（平成25年度は事前届出714件に対し400件（56%）、26年度は事前届出649件に対し407件（63%））、当該県市によると、こうした届出漏れは、事業者の知見不足のため、レベル3建材を的確に把握できていないことに起因しているものが多いとしている^{（注）}。

（注）上記1県市以外の7県市においても立入検査を行っているが、指導記録等が作成されていないため、作業実施基準の遵守や届出漏れ状況は把握できなかった。

石綿障害予防規則等の改正のポイント（令和2年7月1日公布）

改正前		改正後 ※下線部分が改正内容			
<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> 	<p>計画届</p> <p>※十四日前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時点検</p> <p>作業開始前の負圧点検</p> <p>等</p>		
<p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> 	<p>作業届</p> <p>※工事開始前</p>	<p>事前調査</p> <p>作業計画</p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事※が対象）</p> <p>レベル2も計画届</p> <p>※十四日前</p> <p>事前調査 ※<u>調査方法を明確化</u></p> <p><u>資格者による調査</u></p> <p><u>調査結果の3年保存、現場への備え付け</u></p> <p>作業計画</p> <p><u>作業状況等の写真等による記録・3年保存</u></p> <p>掲示</p> <p>湿潤な状態にする</p> <p>マスク等着用</p> <p>作業主任者の選任</p> <p>作業者に対する特別教育</p> <p>健康診断</p>	<p>レベル1</p> <p>石綿含有吹付け材</p> <p>レベル2</p> <p>石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材</p> <p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>	<p>負圧隔離</p> <p>集じん・排気装置の初回時、<u>変更時</u>点検</p> <p>作業開始前、<u>中断時</u>の負圧点検</p> <p><u>隔離解除前の取り残し確認</u></p> <p>等</p> <p>隔離 ※負圧は不要</p>
<p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材</p> 			<p>けい酸カルシウム板1種※2（<u>破碎時</u>）</p> <p><u>仕上げ塗材（電動工具での除去時）</u></p> <p>レベル3</p> <p>スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材</p>		

※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事¹¹
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

石綿障害予防規則等の主な改正内容

1 解体・改修工事開始前の調査

- ・ 事前調査の方法の明確化（設計図書等の確認及び目視による確認の必須化等）
- ・ 石綿が含有されているとみなして措置を講じる場合は分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用
- ・ 事前調査を行う者及び分析調査を行う者の要件（一定の講習修了等）の新設
- ・ 事前調査及び分析調査の結果の記録等（記録項目の明確化、3年保存の義務化、作業場への記録の写しの備え付け義務化等）

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

- ・ 計画届の対象拡大（作業届対象作業を計画届の対象に見直し）
- ・ 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設（建築物及び特定の工作物に係る一定規模以上の解体・改修工事について事前調査結果等の届出義務化等）

3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・ 隔離・漏洩防止措置の強化（隔離解除前の除去完了確認、集じん・排気装置の設置場所等変更時の点検、作業中断時の負圧点検の義務化）

4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- ・ けい酸カルシウム板1種を切断等する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）
- ・ 仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設（隔離（負圧は不要）の義務化）

5 その他の作業に係る措置の強化

- ・ 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等による除去の原則禁止）
- ・ 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（除じん性能を有する電動工具の使用等の発散抑制措置の努力義務化）

6 作業の記録

- ・ 40年間の保存義務がある労働者ごとの作業の記録項目の追加（事前調査結果の概要及び作業実施状況等の記録の概要を追加）
- ・ 作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化

7 発注者による配慮

- ・ 事前調査及び作業実施状況等の記録の作成に関する発注者の配慮義務化

1 解体・改修工事開始前の調査（第3条）

事前調査の方法の明確化

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修の作業を行うときに義務づけられている石綿含有の有無の調査（事前調査）について、**全ての材料について、設計図書等の文書を確認するとともに、目視により確認しなければならない**こととする。
 - ※設計図書等の文書がない場合は、この限りでないこととする。
 - ※構造上目視が困難な場合は、目視が可能となったときに、事前調査を行わなければならないこととする。
- 対象物が以下のいずれかに該当する場合は、以下の方法によることで差し支えないこととする。

対象物	調査方法
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などですでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査が行われている建築物・工作物・船舶	当該相当する調査の結果の記録を確認
シップリサイクル法に基づく有害物質一覧表確認証書（又は相当する証書）の交付を受けている船舶	有害物質一覧表を確認
平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物・船舶（日本国内で着工したものに限り）又は同日以降に輸入された船舶	当該着工日等を設計図書等で確認
平成18年9月1日以降に着工された工作物又は潜水艦であって、平成18年9月1日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンが、禁止日以降に設置されたもの	当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等で確認

分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用

- 事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うことが義務となっているが、**石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法令に基づく措置を講じれば、分析による調査は行わなくてもよいとする規定について、吹付け材についても適用することとする。**

事前調査を行う者の要件の新設

- 建築物の事前調査は、適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととする。

(令和5年10月1日施行 → **お早めの受講をお願いします**)

<石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）>

厚生労働大臣が定める者は以下のとおりとする。

- (1) 建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）※建築物石綿含有建材調査者講習登録規程
登録規程※に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

[一般建築物石綿含有建材調査者講習の内容と講習時間]

- ①建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識①（1時間）※労働安全衛生法その他関係法令、石綿関連疾患等
- ②建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識②（1時間）※大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスクコミュニケーション等
- ③石綿含有建材の建築図面調査（4時間）
- ④現地調査の実際と留意点（4時間）
- ⑤建築物石綿含有建材調査報告書の作成（1時間）

- (2) 一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部
上記(1)の者及び登録規程※に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

[一戸建て等石綿含有建材調査者講習の内容と講習時間]

- ①建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識①（1時間）
- ②建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識②（1時間）
- ③戸建て住宅及び共同住宅の専有部分における石綿含有建材の調査（1時間）
- ④現地調査の実際と留意点（3時間）
- ⑤建築物石綿含有建材調査報告書の作成（1時間）

分析調査を行う者の要件の新設

- 分析調査は、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととする。

<石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）>

厚生労働大臣が定める者は、以下の①から③までにに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講し、修了審査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とする。

- ①分析の意義及び関係法令（0.75時間）
- ②鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識（3時間）
- ③分析方法の原理と分析機器の取扱方法（3時間）

※このほか、同等以上の者を令和2年基発0901第10号に規定

事前調査について

解体・改修の作業に係る部分のすべての材料について事前調査を行う必要がある
(石綿則第3条第2項)

ただし、次に示すものは、事前調査は不要（令和2年基発0804第8号）

(ア) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

(イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

(ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

(エ) 国土交通省、経済産業省、農林水産省、防衛装備庁による用途や使用の確認、調査結果から、石綿が使用されていないことが確認されたものとして令和2年8月4日付け基発0804第8号等に記載されている工作物、船舶の解体・改修の作業

事前調査について

石綿が「無」と判断する方法は、以下のいずれかによる必要がある。

(令和2年基発0804第8号 等)

(ア) 調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法。

(イ) 調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成18年9月1日以降(第3条第3項第4号から第8号までに掲げるガスケット又はグランドパッキンにあっては、それぞれ当該各号に掲げる日以降)であることを確認する方法。

(ウ) 分析調査により「無」(又は0.1%以下)であることを確認する方法。

設計図書にノンアスベスト材料等、石綿等が使用されていない建材であることの記載がある場合

→ 石綿「無」とは判断できない!

(労働安全衛生法令の適用対象となる石綿等の含有率は数次にわたり変更されているため、材料の製造当時は法令適用対象外として石綿等の使用がないと判断されていたとしても、現行の法令では適用対象となる場合もあることから、設計図書の記載のみをもって石綿等が使用されていないと判断することはできない)

石綿(アスベスト)含有建材データベース(国土交通省・経済産業省)に、該当する建材が掲載されていない(又は製造時期が異なる)

→ 石綿「無」とは判断できない!

(データベースは完全な情報整備ができていないため、実際に存在する石綿含有建材を必ずしも₇全て検索できない)

事前調査及び分析調査の結果の記録等

- ・様式は現状定められていない
- ・事前調査結果の報告様式(石綿則様式第1号)の保存だけでは項目を満たさず不適であることに注意

■ 事前調査又は分析調査を行ったときは、以下の事項の記録を作成し、写しを作業場に備え付けるとともに、調査を終了した日から3年間保存しなければならないこととする。

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要
- ・調査終了日、調査対象の建築物等の着工日等、調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造
- ・事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ・事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含む）
- ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含む）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠
- ・目視による確認が困難な材料の有無及び場所
(各項目の詳細は令和2年8月4日付け基発0804第8号等を参照)

労働者が見やすい箇所への掲示

■ 次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する必要

(従前から義務であるが、項目が一部改正)

①調査終了日

②事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、試料採取場所を含む）

※事前調査等を行った部分がおおよそ特定できる情報を簡潔にまとめたもので可。
（「建築物全体」「○階○○部屋」等）

③事前調査を行った部分ごとにおける材料ごとの石綿等の使用の有無

石綿が使用されていないと判断した材料にあってはその判断根拠

※事前調査結果の報告様式のうち、「石綿使用の有無」欄、「石綿なしと判断した根拠」欄の記載内容と同程度の内容で可。

事前調査（石綿則3条）：まとめ

- 建築物の解体・改修の作業を行うときは、**事前に石綿等の使用の有無を調査**しなければならない。
- 事前調査は、解体等の対象となる建築物の全ての材料について、**設計図書等の文書の確認と、目視による確認**を行わなければならない。（一定の条件に該当する場合には、それぞれ定める方法によることができる）
- 事前調査の結果、石綿の有無が目視等で明らかとならなかった場合、**分析により調査**しなければならない。（ただし、石綿等が使用されていると**みなして措置**を講ずることも可。）
- 事前調査の結果等の**記録を作成し、3年間保存**しなければならない。また、作業場に**記録の写しを備え付けるとともに**、調査結果の概要を**労働者が見やすい場所に掲示**しなければならない。

建築物の事前調査は、適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者（※）として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならない

（令和5年10月1日施行だが、施行前でも必要な知識を有する者に行わせることが望ましい旨を施行通達で示している）

- （※） 建築物石綿含有建材調査者登録規程に基づく石綿含有建材調査者（特定、一般、一戸建て）、令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

2 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

計画届の対象拡大（労働安全衛生規則第90条）

■ 以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象とする。

- ① 耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ② 耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ③ 建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

<現行>

	建築物、工作物、船舶	
	うち耐火建築物・準耐火建築物	
吹き付けられている石綿等の除去	作業届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	作業届	作業届



<改正後>

	建築物、工作物、船舶	
	うち耐火建築物・準耐火建築物	
吹き付けられている石綿等の除去	計画届	計画届
吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届
石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込み	計画届	計画届

- **以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、事前調査の結果等を労働基準監督署に電子報告しなければならないこととする。**

＜報告が必要な工事＞

- ① 解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上である特定の工作物の解体工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事

※報告が必要となる基準であって、事前調査そのものが必要となる基準ではないことに留意

＜報告事項＞

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- ・工事の実施期間
- ・上記①の工事の場合は床面積の合計、上記②又は③の工事の場合は請負代金の額
- ・建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無の場合の判断根拠）の概要
- ・調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合に限る）
- ・石綿作業主任者の氏名（石綿等が使用されている場合に限る）

事前調査結果等報告（一部抜粋）

元方事業者に関する事項	事業者の名称		労働保険番号		事業者の住所		事業者の電話番号		
	作業場所の住所			工事の名称					
	工事の概要				建築物又は工作物の新築工事の着工日	西暦 年 月 日			
	建築物又は工作物の構造の概要				解体工事又は改修工事の実施期間	西暦 年 月 日～ 年 月 日			
	解体工事を行う床面積の合計	m ²		解体工事又は改修工事の請負金額	円		事前調査の終了年月日	西暦 年 月 日	
	事前調査を実施した者 (作業対象が建築物の場合に限る。)	氏名			分析による調査を実施した者	氏名			作業に係る 石綿作業主任者の氏名
	講習実施機関の名称			講習実施機関の名称					

作業対象の材料の種類	石綿使用の有無			石綿使用なしと判断した根拠 ①目視 ②設計図書(④を除く。) ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日	作業の種類			切断等の作業の有無		作業時の措置 ①負圧隔離、②隔離(負圧なし)、 ③湿潤化、④呼吸用保護具の使用
	有	みなし	無		除去	封じ込め	囲い込み	有	無	
吹付け材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
保温材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
煙突断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
屋根用折版断熱材	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
耐火被覆材(吹付け材を除く、けい酸カルシウム板第2種を含む。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>					
スレート波板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>	/	/	/	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
スレートボード	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
屋根用化粧スレート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
けい酸カルシウム板第1種	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
押出成形セメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
パルプセメント板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
ビニル床タイル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
窯業系サイディング	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
石膏ボード/ロックウール吸音天井板	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>
その他の材料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/>

＜留意事項＞

- ・ 解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用することとする。
- ・ 同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて届け出なければならないこととする。

報告対象となる工作物

＜石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号）＞

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備、焼却設備、煙突、貯蔵設備（穀物を貯蔵用を除く。）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備及び送電設備（ケーブルを含む。）
- ・ トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板
- ・ 軽量盛土保護パネル

3 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

隔離・漏洩防止措置の強化（第6条）

- 吹付石綿、石綿含有保温材等の除去等の作業を行う場合に義務づけられている措置のうち、隔離空間に係る集じん・排気装置の点検や負圧の点検について、以下のとおりとする。

<集じん・排気装置の点検>

- ・ 集じん・排気装置の**設置場所を変更したときその他集じん・排気装置に変更を加えたときは、排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検**しなければならないこととする。

<負圧の点検>

- ・ **作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検**しなければならないこととする。

- **石綿等に関する知識を有する者が石綿等の除去が完了したことを確認したあとでなければ、隔離を解いてはならない**こととする。
※石綿等に関する知識を有する者・・・石綿則3条4項に規定する厚生労働大臣が定める者（建築物に係るものに限る）
又は当該作業に係る石綿作業主任者

4 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設（第6条の2）

- 石綿含有成形品のうち、**けい酸カルシウム板第1種***を切断等の方法により除去する作業を行う時は、**作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならない**こととする。

※特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして、**石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第279号）**において、けい酸カルシウム板第1種を規定している。

仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する場合の措置の新設（第6条の3）

- **石綿を含有する仕上げ塗材を電動工具を用いて除去する作業を行う時は、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければならない**こととする。

5 その他の作業に係る措置の強化

石綿含有成形品に対する措置の強化（第6条の2）

- 石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難なときを除き、切断等以外の方法により作業を実施しなければならないこととする。

湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化（第13条）

- 石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じるよう努めなければならないこととする。

6 作業の記録

労働者ごとの作業の記録項目の追加（第35条）

- 石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、作業に従事しないこととなった日から40年間の保存が義務づけられている記録の項目として、**事前調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録の概要を加える。**

監督署に報告した事前調査結果の写しで足りる

保護具の使用状況も含めて、作業の実施状況について文章等による簡潔な記載による記録で足りる

作業計画に基づく作業実施状況等の写真等による記録・保存の義務化（第35条の2）

- 石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行ったときは、**作業計画に基づく作業の実施状況を写真等により記録するとともに、従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存しなければならないこととする。**

- ① 掲示・表示（事前調査の概要、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食禁止、石綿等を取り扱う作業場である旨等の掲示）
- ② 隔離の状況、集じん・排気装置の設置状況、前室・洗身室・更衣室の設置状況、排気口からの漏えいの有無の点検結果、前室の負圧に関する点検結果、隔離解除前の確認の実施状況等（負圧隔離を要する作業を行う場合に限る）
- ③ 作業計画に示されている作業の方法、石綿粉じんの発散・抑制方法、石綿ばく露防止の方法のとおり作業が行われたことが確認できる記録（湿潤化、保護具の使用状況等。作業を行う部屋や階が変わるごとに記録が必要）
- ④ 除去等を行った石綿等の運搬又は貯蔵を行う際の容器・包装、当該容器等への表示、保管の状況

7 発注者による配慮 (第8条)

- 建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の**発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるように配慮しなければならない**こととする。

参考：発注者向けリーフレット

解体・改修工事を発注する皆さまへ

建築物（個人宅含む）・工作物・船舶の解体工事、 リフォーム・修繕などの改修工事に対する 石綿対策の規制が強化されます

石綿は平成18年(2006年)9月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

令和3年4月施行

解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査(事前調査)の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
 - ・ 工事の費用(契約金額)
 - ・ 工期
 - ・ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります
- 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること
- 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること

石綿障害予防規則等の改正事項と施行日

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
-------	-------	-------	-------

7月 10月 4月 4月 4月 10月

事前調査方法の明確化	周知	令和3年4月施行	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;"> 施行日前であっても必要な知識等を有する者に行わせることが望ましい！ </div>
分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用	周知	令和3年4月施行	
事前調査・分析調査を行う者の要件新設	周知、事前調査・分析調査を行う資格を有する者の育成（全国的な講習の実施）		令和5年10月施行
事前調査及び分析調査結果の記録等	周知	令和3年4月施行	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;"> それぞれの施行日以降に開始される工事/作業から適用（調査時点ではないことに留意） </div>
計画届の対象拡大	周知	令和3年4月施行	
解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設	周知、電子届出システムの開発		令和4年4月施行
負圧隔離を要する作業に係る措置の強化	周知	令和3年4月施行	
けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設	周知	令和2年10月施行	
仕上塗材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設	周知	令和3年4月施行	
石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）	周知	令和2年10月施行	
労働者ごとの作業の記録項目の追加	周知	令和3年4月施行	
作業実施状況の写真等による記録の義務化	周知	令和3年4月施行	
発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮	周知	令和3年4月施行	

改正石綿則・安衛則の公布

関係省令・告示等一覧 (R3.3.31時点)

【省令・告示・指針】

- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(令和2年7月1日厚生労働省令第134号)
- ・石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(令和2年7月27日厚生労働省告示第276号)
- ・石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等(令和2年7月27日厚生労働省告示第277号)
- ・石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物
(令和2年7月27日厚生労働省告示第278号)
- ・石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物(令和2年7月27日厚生労働省告示第279号)
- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(令和2年7月1日改正厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(令和2年9月8日技術上の指針公示第22号)

【通知】

- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の改正等について(令和2年7月1日基発0701第11号)
- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について(令和2年8月4日基発0804第8号)
- ・石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者に係る具体的事項について
(令和2年9月1日基発0901第10号)
- ・建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針の改正について(令和2年10月6日基発1006第2号)
- ・建築物石綿含有建材調査者講習登録規程の運用について(令和2年10月20日基発1020第4号)
- ・石綿障害予防規則の解説について(令和2年10月28日基発1028第1号)
- ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」等の一部改正について(令和3年3月29日基発0329第4号)

【マニュアル】

- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル(令和3年3月)

石綿総合情報ポータルサイト (厚生労働省委託事業)

- 令和2年7月に改正した石綿障害予防規則など石綿関係法令に基づく石綿対策を事業者、作業員、一般の方のカテゴリ別に情報を掲載する。
- サイトトップ画面では、石綿対策は建設工事を行う方だけの問題ではなく、工事を発注する方や建物のオーナーの方などにも協力いただきながら進める必要があることを訴えるイラストのほか、省令改正のポイント、施行スケジュールを掲載する。

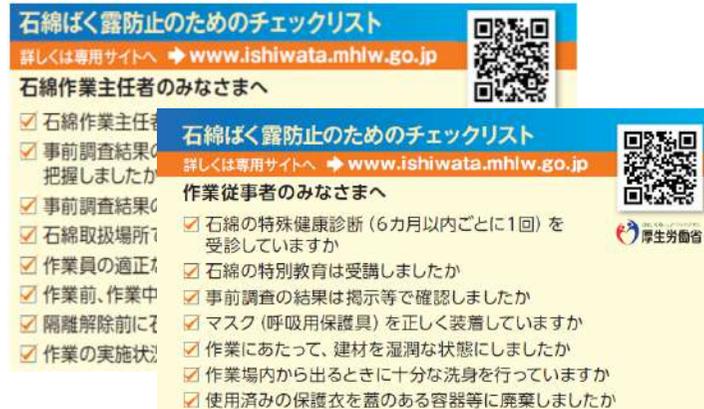
トップ画面



サイトマップ

- [トップ](#)
- [解体・改修工事を発注するみなさまへ](#)
- [工事の元請業者のみなさまへ](#)
- [改修・リフォーム業者のみなさまへ](#)
- [解体業者のみなさまへ](#)
- [解体・改修作業に従事するみなさまへ](#)
- [工事現場の近隣にお住まいのみなさまへ](#)
- [お住まいの解体・改修をご検討のみなさまへ](#)
- △
- [講習会のご案内](#)
- [配布物のご案内](#)
- [リンク集](#)
- [補助金制度について](#)

事業者向け・作業員向け・発注者向け等のページを作成

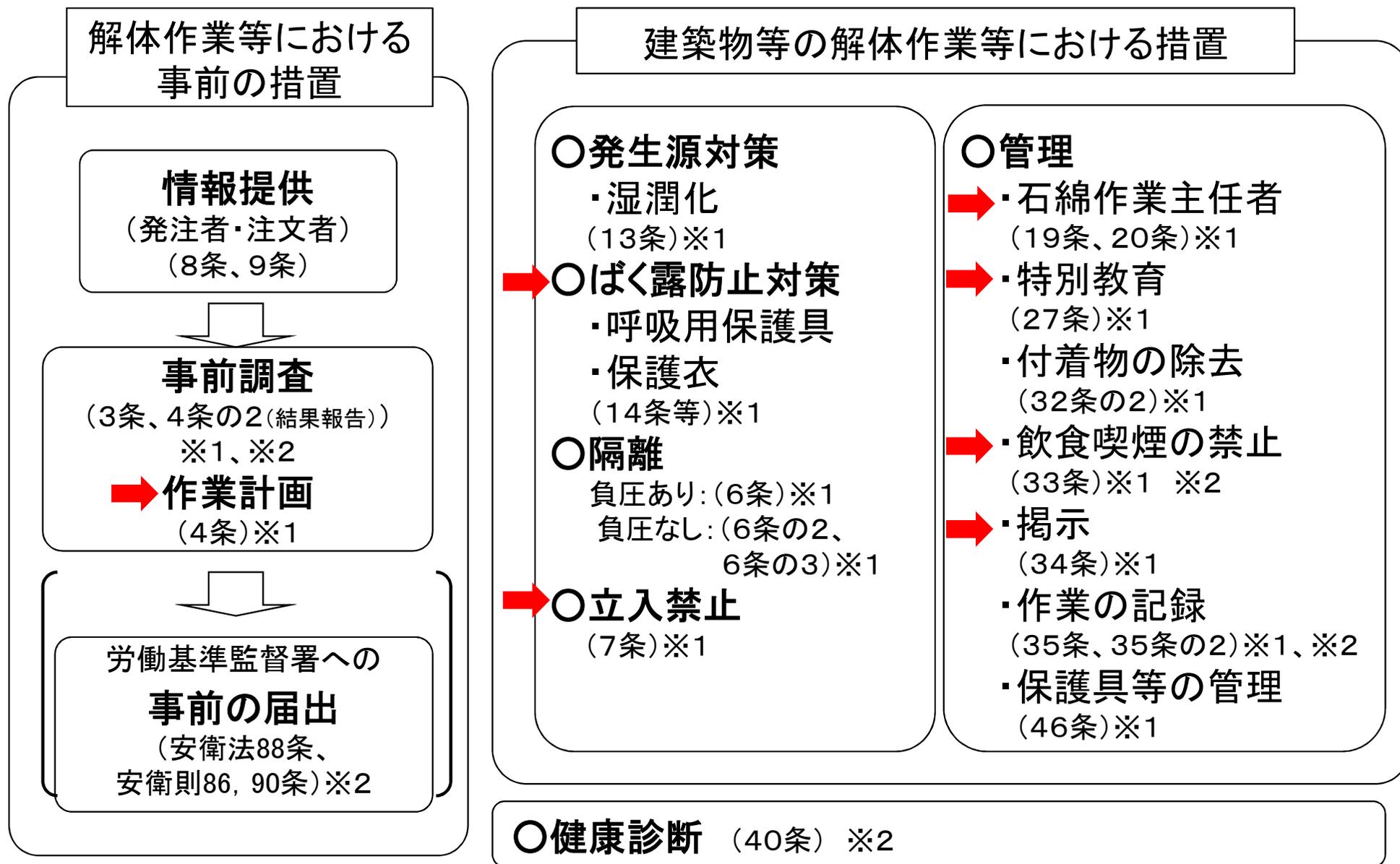


作業員・作業主任者向けカード資料

各都道府県労働局に登録された建築物石綿含有建材調査者講習機関を随時更新

参考：改正部分以外の主要な規定・措置

石綿障害予防規則の概要 (R2.7改正後：建築物等の解体・改修作業)



罰則について： ※1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※2 50万円以下の罰金

作業計画の策定（石綿則4条）

建築物等の解体・改修を行う場合、あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、それに沿って作業を行わなければならない。

- （1）作業の方法、順序
- （2）石綿粉じんの発散を防止、または抑制する方法
- （3）労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法

作業員向けの掲示（石綿則 3 4 条ほか）

- 立入禁止（石綿則 7 条）
- 喫煙/飲食禁止（同 3 3 条）
- 石綿取扱（同 3 4 条）
- 作業主任者の職務（安衛則 1 8 条）

呼吸用保護具、保護衣等の使用（石綿則14条）

「石綿等の切断等の作業」では 呼吸用保護具、保護衣等を使用

作 業	石綿等の切断等の作業		左記作業場で、石綿等の除去等の作業以外の作業
作業場	隔離空間内部	隔離空間外部	
保護具	<p>電動ファン付き呼吸用保護具 又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器もしくは送気マスク</p>	<p>取替式防じんマスク（RS3またはRL3）</p> <p>切断等を伴わない 囲い込み、成形板の除去の作業の場合</p> <p>取替式防じんマスク（RS2またはRL2）も可</p>	<p>取替式防じんマスク 又は 使い捨て防じんマスク</p>
保護衣	<p>フード付き保護衣 (JIS T8115浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ5）同等品以上)</p>	<p>保護衣または作業衣</p>	

作業主任者の選任（石綿則19条）

事業者は、必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければならない。

- 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること
- 保護具の使用状況を監視すること

特別教育（安衛則36条・石綿則27条）

事業者は、建築物等の解体等の作業に労働者を就かせるときは、当該労働者（**全員**）に対し、次の科目について、特別の教育を行わなければならない。

- 一 石綿の有害性
（石綿の性状等 0.5時間）
- 二 石綿等の使用状況
（石綿製品の種類・事前調査の方法等 1時間）
- 三 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
（作業方法 1時間）
- 四 保護具の使用方法
（保護具の性能・管理等 1時間）
- 五 その他、石綿等のばく露の防止に関し必要な事項
（法令等 1時間）

※下線部は、石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程（平成17年厚生労働省告示第132号）抜粋

レベル3 建材解体時の措置

掲示例

(石綿ばく露防止・飛散漏洩防止対策徹底マニュアル第4章参照)

- 事前調査・掲示
- 作業計画
- 湿潤化
- 防じんマスク
- 作業衣（通勤着と区別）
- 関係者以外立入禁止
- 作業主任者の選任
- 特別教育

※全レベル共通事項

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ		
本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告を行っております。 ^{※1} 石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第2号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。		
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所		
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○○○開発(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
看板表示日	令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	元請業者(工事の施工者かつ調査者) 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)		住所 東京都○○区○-○
【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査 【調査箇所】建築物全体(1階~3階)		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-xxxx-xxxx ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		調査を行った者(分析等の実施者) 氏名又は名称及び住所 事前調査・試料採取を実施した者 ①一般建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所: 東京都○○区○○-○○ 分析を実施した者 ②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所: 埼玉県○○市○○-○○
【石綿含有あり】 外壁 石綿含有仕上塗材 クリソタイル 1階 軒天 石綿含有けい酸カルシウム板第1種 クリソタイル 2階 事務室・会議室A 床 ビニル床タイル クリソタイル 2階 給湯室 天井 フレキシブルボード クリソタイル 【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照 1階 倉庫 吹付けロックウール ③ 1~3階 床: ビニル床シート⑤、壁: けい酸カルシウム板第1種: ④ 天井: 岩綿吸音板③ その他の建材 ④⑤		その他事項 調査結果の概要に示す「石綿含有なし」に記載された○数字は、以下の判断根拠を表す ①目視 ②設計図書 ③分析 ④材料製造者による証明 ⑤材料の製造年月日
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		
石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法	石綿含有成形板等 (例)フレキシブルボードは原形のまま取り外す。ビニル床タイルは湿潤化しながらバール等で除去を行う。石綿含有けい酸カルシウム板第1種は作業場を養生シートで養生(隔離)し、湿潤化しながらバール等で除去を行う。	除去 その他
特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法	石綿含有仕上塗材 (例)剝離剤併用手工具ケレン工法。外周を養生シートで養生(隔離)し、除去を行う。	
使用する資材及びその種類	・湿潤用薬液: ○○○○ ・剝離剤: ○○○○ ・養生用シート(厚さ: 0mm) ・接着テープ 等	
備考: その他の条例等の届出年月日 ○○区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○月○日届出)		

注) 工事に係る部分の床面積の合計が 80m² 以上の建築物の解体工事、請負金額 100 万円以上の建築物の改修等工事等の場合

図 4.6.2 石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材の除去等作業(届出非対象)記入例 ※掲示サイズは(横 420mm 以上、縦 297mm 以上)

石綿含有成形品の除去作業は切断等※以外の方法によることが原則

※切断等：切断、破砕、穿孔、研磨等をいいます